

令和7年度 千葉地方最低賃金審議会

千葉県特定最低賃金審議日程〔案/決定(新設)を含む〕(案)

会議名称	開催月日	開催時間	備考	
第1回 特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	9月24日(水)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	9月24日(水)	午後2時00分	
	調味料製造業	9月25日(木)	午前10時00分	
	自動車(新車)小売業	9月25日(木)	午後2時00分	
	総合スーパー	9月26日(金)	午後2時00分	決定(新設)
	各種商品小売業	10月3日(金)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月8日(水)	午後2時00分	
	鉄鋼業	10月10日(金)	午後2時00分	
第2回 特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	9月29日(月)	午前10時00分	
	一般機械器具製造業関係	9月29日(月)	午後2時00分	
	調味料製造業	10月1日(水)	午前10時00分	
	自動車(新車)小売業	10月1日(水)	午後2時00分	
	総合スーパー	10月2日(木)	午後2時00分	決定(新設)
	各種商品小売業	10月9日(木)	午後2時00分	
	電気機械器具製造業関係	10月15日(水)	午後2時00分	
	鉄鋼業	10月17日(金)	午後2時00分	
最賃特 定 専門	(予備日) ※3日目の審議を要することとなった場合に開催	10月20日(月)	午後2時00分	
第7回目 本審議会	10月22日(水)	午後3時00分	専門部会で全会一致でない場合に開催	
第8回目 本審議会(予備日) ※12/25発効の場合、締切は10/24となる	10月24日(金)	午後3時00分		
第9回目 本審議会	11月12日(水)	午前10時00分	異議の申し出があった場合に開催	
第10回目 本審議会	令和8年3月6日(金)	午後4時00分	特賃専門部会の解散 次年度の運営について	

指定発効日 12月25日(水)

 は前年の実績状況を示しております。